



後期高齢者医療制度 各種認定証を申請しましょう

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

医療機関をご利用される際に、保険証と合わせて各種認定証を医療機関などに提示することで、医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられます。また、入院時の食事や生活に要する費用が減額されます。

限度額適用認定証

一部負担金の割合が「3割」で、所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡの方は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

対象者

市町村民税課税所得（課税標準額）が145万円以上690万円未満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保

険者

※課税所得（課税標準額）により「現役Ⅰ」と「現役Ⅱ」の2種類があります。

○「現役Ⅰ」：市町村民税課税所得（課税標準額）が145万円以上380万円未満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者
○「現役Ⅱ」：市町村民税課税所得（課税標準額）が380万円以上690万円未

満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者
限度額適用・標準負担額減額認定証

制度加入者（被保険者）で市町村民税が非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

対象者

世帯の全員が市町村民税非課税の被保険者

※所得により「区分Ⅰ」と「区分Ⅱ」の2種類があります。

○「区分Ⅰ」：①世帯の全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額80万円として計算）が0円となる被保険者②世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ、制度加入者（被保険者）本人が老齢福祉年金を受給している方

○「区分Ⅱ 世帯全員が市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）」

○「区分Ⅱ（長期該当）」：過去12カ月で、区分Ⅱの限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていた期間の入院日数が90日を超えている被

保険者

※手続き以降の内容については、「限度額認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は共通事項となります。

手続き

町民税務課国保年金係の窓口で、次のものをご用意の上、申請してください。

- ・保険証
- ・印鑑（認印）
- ・老齢福祉年金を受給されている方は、その年金証書や振込通知書など
- ・区分Ⅱ（長期該当）の方は、入院期間の分かる領収書など
- ・本人のマイナンバーカード（個人番号）が確認できる通知カードなどと申請者の身分証明書

認定証の有効期限

申請した月の初日から有効（区分Ⅱ（長期該当）の場合は申請月の翌月から）。

また、認定証は1年ごとに更新され、有効期限は毎年7月末日です。

その他

限度額適用認定証などの交付を受けていなくても、後日申請することで高額療養費として支給を受けることができます。

証明書コンビニ交付サービスを一時停止します

町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

システムメンテナンスのため下記の日程でサービスを停止いたします。ご不便をお掛けしますが、よろしくをお願いします。

停止期間

1月26日(土)午前6時30分～1月28日(月)午後1時まで

対象コンビニ

全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

対象の証明書

全ての証明書（住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本）

※ご利用には住基カードまたはマイナンバーカードが必要です。

通常の利用時間

土日を含む午前6時30分～午後11時（年末年始およびメンテナンス期間を除く）

年金

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金は、高齢になったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなられたときに、働いている世代みんなでも支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方の加入が義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

■将来の大きな支えになります

国民年金は、20歳～60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年を取ったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶

者）や「子」が受け取れます。

「学生納付特例制度」と

「納付猶予制度」

■学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上ある課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

■納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

介護

要介護認定者における 税金の障害者控除について

問 福祉保健課 介護保険係 ☎77・3925

障害者手帳をお持ちでなくても、申請により所得税・住民税の申告用として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けられる場合があります。

障害者控除対象者認定書

この認定書を添付して、所得税・住民税の申告をすることで、本人または扶養者の障害者控除を受けることができ、税金の減額などの適用が受けられます。

■対象者

・要介護認定を受けた65歳以上の寝たきり状態にある方
・認知症で日常生活に支障のある方

る方

■審査方法

介護認定申請時に取得した「主治医の意見書」を基に判定します。

※要介護認定を受けた65歳以上の方であっても必ずしも交付対象になるとは限りません。

■問合せ

交付対象の基準・申請方法などは、福祉保健課介護保険係までお問い合わせください。

成田国際空港『環境報告書2018』が発行されました

問 総務課 空港地域振興係 ☎77-3906

成田国際空港(NAA)が進めているさまざまな環境への取り組みや、2017年度の環境測定結果について掲載した『環境報告書2018』が発行されました。送付を希望される方は、下記まで住所・氏名をご連絡ください。また、環境報告書はNAAホームページ上でもご覧いただけます。

■問合せ

成田国際空港(株)
地域共生部エコ・
エアポート推進グループ
☎0476-34-5609
✉ecoair@naa.jp



NAA 環境報告書 検索